

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月13日
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村 剛史
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社f.m.m（以下「f.m.m」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1.本株式交換の相手会社に関する事項

#### (1)商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社f.m.m
本店の所在地	東京都中央区明石町6番13号
代表者の氏名	代表取締役 白倉 正
資本金の額	174百万円
純資産の額	839千円
総資産の額	71百万円
事業の内容	リスティング広告事業、インターネット広告事業、Webコンサルティング事業、スマートフォン向けコンテンツ開発事業 他

#### (2)最近3年間に終了した各事業部の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(百万円)	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	64	179	259
営業利益	15	41	61
経常利益	15	41	61
当期純利益	13	43	97

#### (3)大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年3月3日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
白倉 正	39.00%
香山 哲	8.00%

#### (4)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社とf.m.mの間には、資本関係はありません。
人的関係	当社とf.m.mの間には、人的関係はありません。
取引関係	当社とf.m.mの間には、取引関係はありません。

### 2.本株式交換の目的

f.m.mは、Yahoo!やGoogleなどの大手検索エンジンで検索したキーワードを、検索結果に表示させる広告「リスティング広告」の運営・管理を行っております。同社のリスティング広告運用は、リスティング広告に精通したスタッフによって顧客のビジネスモデルにマッチした戦略を考え、広告効果を最大限発揮し、効率よく集客ができるサービスを提供することで、高い顧客満足度を誇っています。

今回、f.m.mを当社の完全子会社とすることにより、当社グループの法人向けシステムソリューション事業において、情報技術やITサービスの提供を通じた顧客の経営課題をサポートする当社グループの既存サービスに新たな付加価値を加えることによって、当社グループの販売競争力の強化を行うことが可能となると考えております。これにより、今後はより一層、同事業の進化ならびに当社グループの収益力の拡大に寄与するものと期待しております。

### 3.本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

#### (1)本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、f.m.mを株式交換完全子会社とする株式交換です。

#### (2)株式交換に係る割当ての内容

f.m.m株式1株に対して、当社株式0.466株を割当て交付します。

また、当社は、本株式交換により交付する当社株式には当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

#### (3)株式交換契約の内容

当社が、f.m.mとの間で平成26年5月12日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

### 株式交換契約書

株式会社光通信（東京都豊島区西池袋一丁目4番10号、以下「甲」という。）及び株式会社f.m.m（東京都中央区明石町6番13号、以下「乙」という。）とは、甲を完全親会社、乙を完全子会社とする株式交換に関し、次のとおり契約を締結する（以下「本契約」という。）。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済株式の全部を甲に取得させることにつき合意する。

#### 第2条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成26年8月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

#### 第3条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に0.466を乗じた甲の普通株式を交付するものとする。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.466株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

#### 第4条（甲の資本金及び資本準備金等）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 資本金      | 金0円                                     |
| (2) 資本準備金    | 金0円                                     |
| (3) 利益準備金    | 金0円                                     |
| (4) その他資本剰余金 | 会社計算規則に定める株主資本等変動額から(1)及び(2)の合計額を控除した金額 |

#### 第5条（株式交換承認總會）

乙は、平成26年5月27日に株主總會を招集し、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるとする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。なお、甲は、会社法第796条第3項の定めにより、甲の株主總會における本契約に関する承認を要しない。

#### 第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。

#### 第7条（株式交換の変更及び解除）

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

## 第8条（株式交換の失効）

本契約は、第5条に定める乙の株主総会の承認又は法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

## 第9条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

### 4. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換における交換比率の算定については、その公正性および妥当性を確保するため、両社から独立した第三者機関に算定を依頼しました。

第三者機関は、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、f.m.mの株式価値についてはf.m.m株式が未上場であることを勘案した上で、FCF法および時価純資産法の折衷法を採用し、株式価値の算定を行っております。

市場株価法による当社の株式価値については、平成26年5月9日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値ならびに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値を用いた単純平均値を算定の基礎としております。

FCF法によるf.m.mの株式価値については、f.m.mより提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価されております。また、割引率は、9.495%を採用しており、継続価値の算定にあたっては最終計画年度のフリーキャッシュフローが永続して一定に発生するとみなして算定されております。なお、f.m.mの当期（1年目）の業績予想において、事業拡大に伴う販管費増加等により大幅な減益を見込んでおりますが、来期（2年目）以降の事業計画においては、継続的に利益が生じるものとして大幅な増減益は見込んでおりません。

第三者機関による交換比率の算定結果を参考に、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記3.（2）記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

以 上